

mark MEIZAN（クリエイティブ産業創出拠点施設） シェアオフィス使用者募集要項（令和4年度）

1 趣旨

この要項は、mark MEIZAN（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設）のシェアオフィスの使用者募集にあたり、応募者及び応募方法等に関し、必要な事項を定めるものです。

2 施設の概要等

(1) 愛称（名称）

mark MEIZAN（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設）

(2) 所在地

鹿児島市名山町9番15号

(3) 施設概要

ア 構造 鉄骨造 5階建

イ **シェアオフィス 6ブース**（企業の所在地として登記可能です。）

ウ その他施設 1階 交流スペース、ギャラリー、商談コーナー、会議室、
キッチン及び授乳室

2階 ユーティリティスタジオA～C、テストキッチン
及びシェアオフィス

3～5階 入居用施設

※入居用施設は別途募集で、シェアオフィスと重複して申し込むことはできません。

※施設の見取り図は別紙をご覧ください。シェアオフィスは2階の網掛け部分になります。

(4) 使用時間・供用休止日

ア 入居用施設 24時間使用可能

イ シェアオフィス 24時間使用可能

ウ ユーティリティスタジオ、テストキッチン及び会議室 午前9時から午後9時30分まで

エ 交流スペース、ギャラリー 午前9時から午後7時まで

オ 商談コーナー 24時間使用可能（商談コーナーは基本的に入居用施設及びシェアオフィスの入居者の専用施設です。）

※ 施設全体の供用休止日 毎月第3日曜日及び年末年始（ただし、入居用施設、シェアオフィス、商談コーナーは除く。）

(5) シェアオフィスの設備

- ア 基本設備：専用デスク・チェア、電気スタンド、キャビネット、
ロッカー、共用作業デスク・チェア
- イ 各ブースはパーティションによる仕切り
- ウ 電話、FAXは設置していません。
- エ 専用のパソコン、プリンター機器類は設置していません。
(有料で印刷可能なコピー機を設置)

(6) その他設備

- ア 空調
- イ コンセント（単相100V）
- ウ 各ブースインターネット回線
- エ 郵便ポスト
- オ 乗用エレベーター1基（11人乗り、積載荷重750kg）
- カ 来客者用駐車場（入居者専用駐車場はありません。）及び駐輪場区画
計15区画
- キ 1階及び2階に無線LAN整備（暗号化対応）
- ク 1階簡易キッチン使用可能

3 応募できる者の要件

シェアオフィスを使用できる者は、クリエイティブ人材等で、納期の到来している市税を完納し、次のいずれかの事業活動を行う者とします。ただし、危険物等の使用、騒音、振動、異臭等により施設の運営等に影響がある場合や公序良俗に反する場合等を除きます。

※クリエイティブ人材等・・・業としてクリエイティブ産業に携わる個人及び法人
その他の団体

- (1) 情報通信関係
- (2) 映像・コンテンツ関係
- (3) デザイン関係
- (4) アート関係
- (5) コンサルタント等関係
- (6) その他特に市長が必要と認める者（上記事業活動との類似性が認められる者、特に事業の創造性が高いと認められる者等）

なお、上記にかかわらず、次のいずれかに該当する者は応募者の対象としません。

- ① 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1項に規定する暴力団及び同条第2項に規定する暴力団員
- ② 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している

法人等

- ③ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - ⑦ 前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら当該法人等と取引をしている法人等
- (8) 応募数が利用可能ブース数を超えた場合は本市及び連携中枢都市圏における連携市（日置市、いちき串木野市、始良市）の者を優先します。
- (9) 1名（または1団体）の使用申込に対し1ブースの使用決定を行います。

4 使用期間

最長1年以内です。

ただし、使用開始後半年の時点で審査のうえ、使用期間の更新が必要です。

鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設は、単にオフィスを提供することを目的とした施設ではなく、クリエイティブ産業の拠点施設であるとともに、入居者の育成支援を行うビジネス・インキュベート施設です。そのため、入居後は、インキュベーション・マネージャー及び企画運営事業者等（以下、「IM等」という）のサポートを活用し、提出された事業計画を基に事業活動を行なっていただきます。

なお、使用期間は月単位で、1か月目の使用期間は、使用許可を受けた日からその日の属する月の末日までです。

5 使用料

シェアオフィスの月額使用料は次の表のとおりです。

使用料は前月末日までの支払いです。

	月額使用料
各ブース共通	13,000円

6 応募方法

(1) 申込書類

次の書類を記入のうえ、鹿児島市産業創出課へ持参または郵送してください。

(郵送の場合は、簡易書留によること。)

ア 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設シェアオフィス使用申込書

(様式第1)

イ 企業等概要書(様式第2)又は企業等概要書(個人)(様式第2(その2))

ウ 事業計画書(様式第3)

エ 法人の場合にあつては法人登記簿謄本及び直近の事業年度の決算書の写し

オ 個人の場合にあつては住民票及び直近年の確定申告書等の写し

カ 鹿児島市税納付状況確認に関する同意書(様式第4)

キ 暴力団排除に関する誓約・同意書(様式5)

ク 企業の概要等のわかるパンフレット等

※ 申込書類は返却しませんのでご了承ください。また、提出された書類については、当
入居審査及び入居後の支援以外の目的で使用することはありません。

(2) 申込受付期間及び時間

随時お申し込みいただけます。

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

午前8時30分から午後5時15分まで(ただし正午から午後1時は除く。)

(3) 受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市 産業局 産業振興部 産業創出課

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(鹿児島市役所みなと大通り別館5階)

電話番号 099-216-1319

FAX 099-216-1309

URL <https://mark-meizan.io/>

E-mail san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

7 使用者選考

(1) 選考方法

- ・産業創出課による書類審査等
- ・IM等による書類選考及び個別面談(面談日時については、後日ご案内いたします。)

(2) 選考時期

お申し込みからおおよそ3週間後(予定)

(3) 決定通知

使用者決定の通知は文書で行います。

8 使用許可申請

使用者として決定後、別途、使用許可申請書を提出していただきます。

9 使用開始時期

お申し込みからおよそ1ヵ月後以降（予定）

※定員を超えるお申し込みがあった場合は、待機をお願いします。利用可能なブース数は、産業創出課までお問合せください。

10 その他

(1) mark MEIZAN（鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設）は、単にオフィスを提供することを目的とした施設ではなく、クリエイティブ産業の拠点施設であるとともに、入居者の育成支援を行うビジネス・インキュベーター施設です。そのため、入居にあたり以下の事項に同意していただきます。

ア 事業の展開にあたって、IM等のサポートを受け入れ、IM等との協力体制を築くこと。

イ IM等がサポートを行う際に参考とする資料（事業計画書、財務諸表等）の提出を行うこと。

(2) 当施設の使用開始後、支援を行っていく上で、**以下の事項に該当した場合は、使用許可を取り消す場合があります。**

ア 申込時に提出された事業計画書等の記載内容と、実際の活動内容が著しく異なるとき。

イ 事業の進捗が思わしくない状況で、IM等のサポートを受け入れないとき。

ウ 施設使用料の納入が滞ったとき。

(3) 入居者専用の駐車場はありません。

(4) 使用にあたっては、危険物等の使用、騒音・振動・悪臭等の恐れのある使用、公序良俗に反する使用、施設をき損し又は汚損するおそれがある場合、その他鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例及び同条例施行規則の規定に違反する使用はできませんのでご了承ください。また、建物内での喫煙や生物を飼育することはできません。

(5) 施設内で店舗を営み、飲食店や小売店として営業することはできません。ただし、WEBサイトで商品の販売等を行う場合や、テストキッチン等で商品の試食販売を行う場合等は、この限りではありません。

(6) 退去後においても、市の行うアンケート調査等にご協力をいただきます。

(7) 選定結果に対する個別の問い合わせにはお答えできません。